

SHOW "No Action No-result"

サブスク「定期購入縛り無し」 の甘い言葉には要注意です 国民生活センターからの通報より



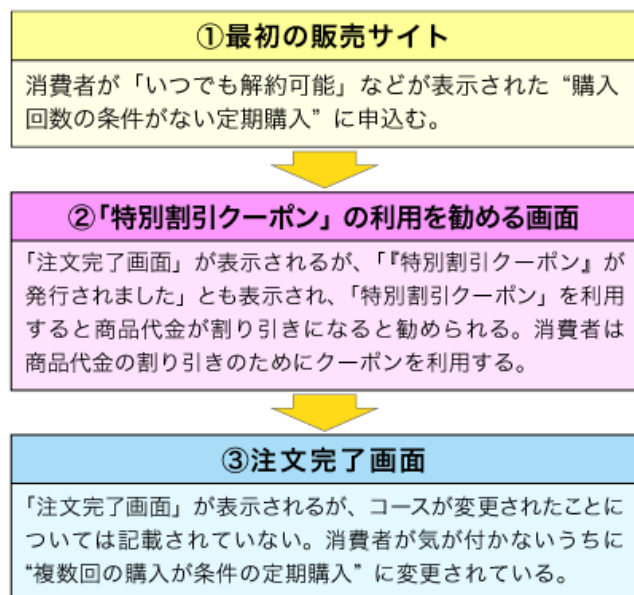
「いつでも解約可能」などと表示された「定期購入」の広告も見かけるようになってきました。しかし、このような広告を見て、1回だけ商品を購入して、2回目以降を解約しようとしたところ、販売業者から、「**購入回数の条件が無い定期コースを申込んだ後に、『特別割引クーポン』を使用したことで、0回の購入が条件の定期コースに切り替わっている**ので、**1回目のみの購入では解約できない**」と言われ、申込み時に想定していた金額以上の支払いが必要になったという相談が寄せられています。

* * * * *

「特別割引クーポン」の利用で消費者が気づかないうちに
コースの内容が変更されていた

消費者は、販売サイトで「いつでも解約可能」「定期縛り無し」「1回だけのお試しOK」などの表示を見て、“購入回数の条件がない定期購入”を申込みますが、注文完了直後に「特別割引クーポン」の利用を勧められ、利用すると“複数回の購入が条件の定期購入”に変更されていたケースがあります。「最終確認画面」にコースが変更される旨が表示されていても、文字が小さかったり、複数回スクロールしないと確認できなかったりと消費者が認識しづらい状況です。

「特別割引クーポン」の利用で
コースが変更される画面表示と
流れの例



消費者向けのアドバイス

注文完了直後に「特別割引クーポン」の利用を勧められても、利用する前に「最終確認画面」の表示をよく確認しましょう

インターネットで注文する際は、以下の「最終確認画面」のチェックリストで必ず確認しましょう。注文直後に表示される「特別割引クーポン」を利用したり、おまとめコースにコースを変更する場合も、以下のチェックリストを参考に、「最終確認画面」を必ず確認しましょう。

「最終確認画面」のチェックリスト

「特別割引クーポン」を利用する際もよく確認しましょう！

注文する前

- ✓ 定期購入が条件になっていませんか？
- ✓ (定期購入が条件になっている場合、) 継続期間や購入回数が決まっていますか？
- ✓ 支払うことになる総額はいくらですか？
- ✓ 解約の際の連絡手段を確認しましたか？
- ✓ 「解約・返品できるか」「解約・返品できる場合の条件」(返品特約)、解約条件を確認しましたか？
- ✓ 利用規約の内容を確認しましたか？
- ✓ **「最終確認画面」をスクリーンショットで保存しましたか？**

未成年者の場合は以下の点も確認してください*

- 販売サイトに「法定代理人の同意を得ている」のチェック欄があった際は、同意を得てチェックを入れていますか？
- 年齢や生年月日を成人であると偽らず、正確に入力して申込んでいますか？

*法定代理人が目的を定めて処分を許した財産をその目的のために使う行為や、自由な処分を許された財産を使う行為などは法定代理人の同意は不要。また、未成年者が相手を誤信させる目的で、成年者であると伝えたり、法定代理人の同意を得ていないにもかかわらず同意を得ているなどどうそをついたりすること(詐術)により相手を信用させて契約した場合には原則として取り消しはできない。



国民生活センター提供の啓発資料(チラシ)は次頁参照